

ここが 知りたい! 一問一答

弁護士会 照会制度

<連載第3回>

◆◆ 回答拒否 ◆◆

Q8

照会先から回答できない旨の回答(拒否回答)が返ってきましたが、このような場合、照会先に対し、改めて弁護士会から回答を促してもらうことはできますか。

A8

できます。

照会先から回答を不当に拒否された場合や、照会先からの回答が照会事項に対応していなかった場合等、回答に不満がある場合には、異議の申出をして下さい。

弁護士会では、照会申出弁護士からの異議を検討の上、適当と認めたときは、照会先に対し再度照会書を送付する方法により、照会制度の趣旨を説明して、報告するよう説得を行なっています(照会手続申出規則第7条2項)。

なお、再度照会書の送付によっても、回答が得られず、かつ、それが著しく不当と認められる場合には、弁護士会から照会先に対し、抗議文書の送付等、適宜の処置をとることもあります(同規則第7条3項)。

Q9

再度照会制度を利用するための、具体的な手続を教えてください。

A9

「異議申出書」を会員課窓口にご提出下さい。

特に雛形はありませんが、受付番号等、照会申出書と同様の表記をした上で、照会先の回答拒否が不当である理由を具体的に記載して下さい。

Q10

異議申出書を提出すれば、必ず再度照会をしてもらえるのですか。

A10

いいえ。

再度照会は、弁護士会が照会申出弁護士の異議を適当と認めた場合に、必要に応じ、行なわれるものですので、ご了承下さい。

Q11

再度照会をしても、照会先から回答が得られることはほとんどないではありませんか。

A11

確かに再度照会の回答率は低いです。

ただ、当初の回答が照会事項に対応していなかったような場合には、元々の照会事項の表現等を工夫することにより、適切な回答が得られることがあります。

また、不当拒否に対しては、再度照会書で、回答拒否に正当理由がないことを説得的に論証することにより回答が得られる可能性が高まります。

なお、再度照会書では、弁護士会照会制度の趣旨(弁護士が職務を円滑に遂行するための手段であり、裁判の真実発見と公正な判断に寄与するとして弁護士法で認められた制度であること)、照会先には報告義務があると解されていること(大阪高判昭和51年12月21日)及び個々の事案における報告義務の有無は、照会先から報告を得ることによる公共的利益と個人の名誉、プライバシー

一等の各法益とを具体的に比較考量した上で決せられること等を論述した上で、当該回答拒否に正当理由がないことを示して、照会先の理解・協力を求めています。

Q12

拒否回答を防止するためには、どうすればよいのでしょうか。

A12

個々の照会が必要・相当性を有していることを、具体的に照会先に理解してもらうことが大切です。

照会事項は、その多くが個人の名誉やプライバシーに関わるため、回答に応じた照会先が、照会対象者から提訴される可能性があります。また、今後は個人情報保護法の影響により回答拒否が増加することが懸念されます。

日弁連や東京三会では、拒否回答の多い照会先との間で協議会を開催する等、回答拒否を少なくするための努力をしていますが、これとは別に、照会申出弁護士が、

回答を得やすくするための配慮をすることが何よりも重要です。

照会申出書の作成にあたっては、他に代替手段がない事情等を織り交ぜながら、個々の事案における照会の必要性・相当性を明らかにするよう心掛けて下さい。その際、法律の素人である照会先にも照会申出書の内容が理解できるよう、平易な文章を心掛けて下さい。最低限、照会事案がどんな事案で、当該事案においてなぜ照会が必要なのかを照会先に理解してもらうことが必要です。これは、回答を迅速に得るためにも効果的です。また、事案によっては、あらかじめ照会先に根回しをした方が効果的な場合もあります。

ところで、照会申出書には、誤字脱字の多さが目立ちます。また、しばしば相手方を誹謗中傷する表現もみられます。これらは、全体として、弁護士会や弁護士会照会制度に対する信用を低下させる原因となりますので、照会申出書の作成にあたっては、誤字脱字や文章表現にもご注意下さい。

(東京弁護士会調査室)